

工事完成時における主任（監理）技術者の専任 及び現場代理人の常駐に係る取扱いについて

建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項の規定により、請負金額に関わらず工事現場ごとに主任技術者を配置しなければなりません。

また、同条第3項の規定により、請負金額が3,500万円以上（建築一式工事の場合は7,000万円以上）の工事については、工事現場ごとに主任（監理）技術者（以下「主任技術者等」という。）を工事契約工期中、専任で配置することとされていますが、工事の検査が終了し、事務手続や後片付け等のみが残っている場合において、該当する期間を手続上明確にしている限り必ずしも専任を要しないと解されています。

また、現場代理人についても、工事請負契約約款の規定により、原則として目的物の引渡し完了するまでの間においては、請負契約の的確な履行を確保するため工事現場への常駐を求めています。主任技術者等の専任と同様、工事の完成後事務手続のみが残っている場合など、請負業者が何らかの代替措置を講ずる限りにおいて、必ずしも当該現場代理人の常駐を要しないことがあると認められます。

これらのことをふまえ、工事完成時における主任技術者等の専任及び現場代理人の常駐について下記のとおり取り扱うことといたします。

記

1 専任又は常駐を要しない期間（別表1参照）

（1）主任技術者等の専任及び現場代理人の常駐

主任技術者等及び現場代理人については、監督員との出来形確認に係る協議が終了し、工事現場が実質的に稼働してない期間については専任又は常駐を、工事検査、臨機の対応等を行う日を除き、請負業者からの申出を市が承認することにより要しないものとします。

ただし、現場代理人の常駐を解除する場合においては、市が認めた代りの者を置かなければならない。

（2）別工事の主任技術者等となろうとする場合の取扱い

専任又は常駐を要しない期間において、主任技術者等又は現場代理人が別の工事に従事しようとする場合については、次のいずれの条件も満たすときに限り認めるものとする。

- ① 前工事と当該別工事がともに市発注工事であること。
- ② 前工事に係る検査等の日程と当該別工事の現場稼働日が重複しないこと、又は両工事の日程調整が可能であること。
- ③ 主任技術者等においては、技術者としての配置状況を確認の上、認められるものであること。

- ④ 別工事の請負金額が、3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満のものであること。

2 事務手続について（別表2参照）

（1）主任技術者等の専任の解除又は現場代理人の常駐の解除に係る申請

請負業者は、主任技術者等の専任の解除については様式1により、現場代理人の常駐の解除については様式2により、工事担当課に申請することができる。

（2）主任技術者等の専任の解除又は現場代理人の常駐の解除に係る協議

工事担当課は、請負業者から工事完了に伴う関係資料の提出とともに（1）の申請があった場合は、工事現場における出来形確認に係る協議の結果（工事の手直しや追加工事等の必要性の有無等）を十分に勘案し、技術審査担当課の審査の上、契約課に関係書類を提出する。

（3）承認通知

契約担当課は、主任技術者等の専任又は現場代理人の常駐の解除を認める場合は、主任技術者等については様式3により、現場代理人については様式4により速やかに請負業者に通知する。

（4）適正な履行確保の措置

専任の解除を認めた主任技術者等又は工事現場への常駐の解除を認められた現場代理人が別の工事において従事しようとする場合にあっては、適正な履行の確保を図るため、請負業者は前工事の工期と当該別工事の工期とが重複する期間における履行管理の状況について、様式5により報告しなければならない。